



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年4月3日火曜日 第2356号

◇ 目 次 ◇ 告 示

旅館業法施行条例第2条第1項第3号の規定により知事が定める施設..... 331

地方卸売市場の廃止の許可..... 335

肥料登録有効期間の更新..... 335

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（3件）..... 335

土地改良事業の工事の完了..... 336

保安林予定森林..... 336

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示..... 336

コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲..... 337

港湾施設の概要..... 337

県営住宅の家賃の収納事務の委託..... 337

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定..... 337

市営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 338

道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）..... 338

道路の供用開始（ " ）..... 338

開発行為に関する工事の完了..... 338

道路の区域変更（県道御代ノ川清重線）..... 339

道路の供用開始（ " ）..... 339

道路の区域変更（県道宿毛津島線）..... 339

道路の区域変更（県道御内下畑地線）..... 339

道路の区域変更（県道十和吉野線）3件..... 340

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙管理委員会委員長選挙結果の告示..... 340

公営企業告示

落札者等の告示..... 341

落札者等の告示..... 341

雑 報

愛媛県内水面漁場管理委員会指示..... 341

愛媛海区漁業調整委員会指示（4件）..... 341

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第462号

旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）第2条第1項第3号の規定により、平成24年4月1日次のとおり知事が定める施設を定めた。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中村時広

施設	名称	所在地
----	----	-----

青少年 教育施設	今治市大三島少年自然の家	今治市大三島町肥海
	愛媛県立今治高等技術専門学校	今治市桜井団地
	今治看護専門学校	今治市別宮町七丁目
	愛媛県立宇和島高等技術専門学校	宇和島市柿原
	宇和島美容学校	宇和島市妙典寺前
	愛媛県立新居浜高等技術専門学校	新居浜市大生院
	新居浜市青少年センター	新居浜市繁本町
	東予理容美容専門学校	新居浜市若水町二丁目
	西条市青少年育成センター	西条市榎木
	四国中央市少年自然の家寺内分館	四国中央市新宮町上山
	四国中央市少年自然の家	四国中央市新宮町新瀬川
	久万高原町面河少年自然の家	上浮穴郡久万高原町若山
	愛媛情報専門学校	伊予郡松前町大字徳丸
スポー ツ施設	今治市朝倉B & G海洋センター	今治市朝倉下
	今治市朝倉緑のふるさと公園運動場	今治市朝倉下
	延喜公園自由広場	今治市延喜
	今治市営大新田公園レクリエーション広場	今治市新大田町五丁目
	今治市営球場	今治市新大田町五丁目
	今治市営庭球場	今治市新大田町五丁目
	今治市営プール	今治市新大田町五丁目
	今治市営補助球場	今治市新大田町五丁目
	今治市営大西衣黒運動場	今治市大西町大井浜
	今治市営大西別府運動場	今治市大西町別府
	今治市営大西体育館	今治市大西町新町
	今治市営大三島緑の村運動広場	今治市大三島町口総
	今治市営大三島体育館	今治市大三島町口総
	今治市大三島B & G海洋センター	今治市大三島町口総及び宮浦
	今治市営上浦瀬戸崎体育館	今治市上浦町甘崎
	今治市営上浦多々羅スポーツ公園運動場	今治市上浦町井口
	今治市営菊間緑の広場公園運動場	今治市菊間町池原
今治市営亀岡地区公園運動場	今治市菊間町種	
今治市営菊間コミュニティホール	今治市菊間町浜	
上徳広場公園	今治市国分一丁目	
今治市営桜井スポーツランド	今治市桜井	
今治市営砂場プール	今治市砂場町一丁目	
今治市営玉川国民体育館	今治市玉川町高野	
今治市営玉川総合公園運動場	今治市玉川町摺木	
今治市営玉川鈍川運動公園	今治市玉川町鈍川	
今治市営玉川鈍川体育館	今治市玉川町鈍川	

今治市営玉川龍岡運動公園	今治市玉川町龍岡下
今治市営玉川龍岡体育館	今治市玉川町龍岡下
今治市営波方公園運動場	今治市波方町樋口
今治市営伯方有津グラウンド	今治市伯方町有津
今治市営伯方有津体育館	今治市伯方町有津
今治市営伯方伊方グラウンド	今治市伯方町伊方
今治市営伯方伊方体育館	今治市伯方町伊方
今治市営伯方S・Cパーク	今治市伯方町叶浦
今治市営伯方体育センター	今治市伯方町叶浦
今治市営伯方北浦グラウンド	今治市伯方町北浦
今治市営伯方北浦体育館	今治市伯方町北浦
今治市営伯方木浦グラウンド	今治市伯方町木浦
今治市営伯方木浦体育館	今治市伯方町木浦
今治市営伯方武道場	今治市伯方町木浦
今治市宮ゲートボール場	今治市八町西一丁目
今治市営鳥生海岸プール	今治市東鳥生町五丁目
今治市営御殿プール	今治市東門町三丁目
今治市営中央体育館	今治市別宮町六丁目
今治市営鹿ノ子庭球場	今治市町谷
今治市営鹿ノ子プール	今治市町谷
鹿ノ子池公園自由広場	今治市町谷
今治市営宮窪浜レクリエーション広場	今治市宮窪町宮窪
今治市宮窪石文化運動公園	今治市宮窪町宮窪
桜井総合公園	今治市湯ノ浦
今治市営吉海健康のひろば	今治市吉海町福田
今治市営吉海テニスコート	今治市吉海町福田
今治市吉海B & G 海洋センター	今治市吉海町福田
八幡浜市立武道館	八幡浜市487番地
王子の森公園運動広場	八幡浜市五反田
新居浜市営サッカー場	新居浜市観音原町
新居浜市東雲市民プール	新居浜市東雲町一丁目
新居浜市市民体育館	新居浜市東雲町一丁目
新居浜市東雲競技場	新居浜市東雲町三丁目
新居浜市市民テニスコート	新居浜市庄内町二丁目
新居浜市営野球場	新居浜市新須賀町三丁目
新居浜市多喜浜体育館	新居浜市多喜浜四丁目
新居浜市弓道場	新居浜市徳常町
新居浜市重量拳練習場	新居浜市徳常町
新居浜市武徳殿	新居浜市徳常町
新居浜市別子山市民グラウンド	新居浜市別子山
新居浜市別子山市民プール	新居浜市別子山
西条市西条市民公園テニスコート	西条市大町
西条市西条市民公園運動広場	西条市大町
西条市東予運動公園野球場	西条市河原津新田

西条市東予運動公園テニスコート	西条市河原津新田
西条市東予運動公園プール	西条市河原津新田
ビバ・スポルティアSAIJO	西条市河原津新田
西条市小松中央公園テニスコート	西条市小松町新屋敷
西条市小松体育館	西条市小松町妙口
西条市小松武道館	西条市小松町妙口
西条市東予体育館	西条市周布
高須公園	西条市高田
西条市久妙寺児童プール	西条市丹原町久妙寺
西条市丹原総合公園テニスコート	西条市丹原町久妙寺
西条市丹原体育館	西条市丹原町久妙寺
西条市丹原B & G 海洋センター	西条市丹原町志川
西条市閑屋児童プール	西条市丹原町閑屋
西条市西条運動公園総合プール	西条市ひうち
西条市総合体育館	西条市ひうち
西条市ひうち球場	西条市ひうち
西条市ひうち体育館	西条市ひうち
西条市ひうち陸上競技場	西条市ひうち
西条市西条西部体育館	西条市氷見
西条市西条西部公園運動広場	西条市氷見
西条市西条西部公園テニスコート	西条市氷見
大洲市長浜スポーツセンター	大洲市長浜町長浜
大洲市高砂運動場	大洲市肱川町宇和川
八幡浜・大洲地区運動公園	大洲市平野町野田
金田グラウンド	四国中央市金田町金川
金田テニスコート	四国中央市金田町金川
川之江運動場	四国中央市川之江町
川之江スリーオンスリーバスケットコート	四国中央市川之江町
川之江体育館	四国中央市川之江町
川之江東部グラウンド	四国中央市川之江町
城山公園川之江プール	四国中央市川之江町
浜公園川之江野球場	四国中央市川之江町
浜公園サブグラウンド広場	四国中央市川之江町
浜公園多目的広場	四国中央市川之江町
浜公園パークゴルフ広場	四国中央市川之江町
嶺南体育館	四国中央市金砂町平野山
向山公園グラウンド	四国中央市金生町下分
かわのえテニスセンター	四国中央市金生町山田井
寒川グラウンド	四国中央市寒川町
松柏グラウンド	四国中央市下柏町
伊予三島運動公園	四国中央市中之庄町
土居テニスコート	四国中央市土居町土居
土居総合体育館	四国中央市土居町土居
やまじ風公園多目的グラウンド	四国中央市土居町畑野

スカイフィールド富郷	四国中央市富郷町寒川山
川の江埋立グラウンド	四国中央市妻鳥町
西予市宇和運動公園	西予市宇和町卯之町三丁目
西予市嘗宇和球場	西予市宇和町卯之町五丁目
西予市城川総合運動公園	西予市城川町土居
西予市野村プール	西予市野村町阿下
西予市野村運動公園グラウンド	西予市野村町野村
西予市嘗野村球場	西予市野村町野村
西予市野村体育館	西予市野村町野村
東温市川内体育センター	東温市北方
東温市農林業者トレーニングセンター	東温市田窪
ツインドーム重信	東温市西岡
上島町生名体育館	越智郡上島町生名
上島町岩城総合運動場	越智郡上島町岩城
上島町弓削体育館	越智郡上島町弓削明神
砥部町岩谷口プール	伊予郡砥部町岩谷口
砥部町大南町民広場	伊予郡砥部町大南
砥部町陶街道ゆとり公園	伊予郡砥部町千足
砥部町ひろた町民グラウンド	伊予郡砥部町総津
砥部町田ノ浦町民広場	伊予郡砥部町田ノ浦
内子運動公園	喜多郡内子町内子
町見体育館	西宇和郡伊方町九町
町見武道館	西宇和郡伊方町二見
伊方武道館	西宇和郡伊方町湊浦
松野町多目的広場（森の国ドーム）	北宇和郡松野町大字豊岡
松野町松丸スポーツ広場	北宇和郡松野町大字松丸
鬼北町日吉農村広場	北宇和郡鬼北町大字上鍵山
鬼北町三島グラウンド	北宇和郡鬼北町大字小松
広見体育センター	北宇和郡鬼北町大字近永
鬼北総合公園	北宇和郡鬼北町大字永野市
愛南町内海運動公園	南宇和郡愛南町柏
公園	乃万公園 今治市阿方
	石井公園 今治市石井町三丁目
	馬越公園 今治市馬越町一丁目
	城南公園 今治市枝堀町一丁目
	片原海岸公園 今治市片原町五丁目
	国際児童年記念公園 今治市片山四丁目
	河南公園 今治市河南町一丁目
	唐子台北公園 今治市唐子台西一丁目
	唐子台西二丁目公園 今治市唐子台西二丁目
	唐子台西公園 今治市唐子台西三丁目
	唐子台中央公園 今治市唐子台東二丁目
	唐子台南公園 今治市唐子台東三丁目
	鳥生公園 今治市北鳥生町四丁目

駅西公園	今治市北日吉町一丁目
常盤公園	今治市北日吉町二丁目
寺ヶ内公園	今治市喜田村一丁目
喜田村公園	今治市喜田村五丁目
蔵敷公園	今治市蔵敷町二丁目
高地公園	今治市高地町二丁目
小浦公園	今治市小浦町二丁目
弥生公園	今治市黄金町二丁目
郷本町公園	今治市郷本町一丁目
浜桜井公園	今治市桜井二丁目
国分公園	今治市桜井団地二丁目
波止浜地堀公園	今治市地堀三丁目
新都市 3 号公園	今治市しまなみヒルズ
新都市 4 号公園	今治市しまなみヒルズ
蓮池公園	今治市末広町四丁目
高部公園	今治市高部
有津屋公園	今治市天保山町二丁目
駅南公園	今治市常盤町五丁目
波止浜中堀公園	今治市中堀三丁目
八町川原公園	今治市八町西二丁目
浜手公園	今治市東鳥生町二丁目
御殿公園	今治市東門町三丁目
大山祇公園	今治市別宮町三丁目
浅川西公園	今治市別宮町九丁目
慶応公園	今治市本町五丁目
別宮公園	今治市南大門町四丁目
八軒屋公園	今治市南日吉町二丁目
日吉公園	今治市南宝来町一丁目
美保海岸公園	今治市美保町一丁目
美保町公園	今治市美保町二丁目
宮下公園	今治市宮下町一丁目
新都市 2 号公園	今治市矢田
朝日公園	宇和島市朝日町二丁目
伊吹公園	宇和島市伊吹町
石丸公園	宇和島市祝森
柿原水源池公園	宇和島市柿原
須賀川ダム記念公園	宇和島市柿原
灘公園	宇和島市住吉町一丁目
愛宕公園	宇和島市大超寺奥
寿児童公園	宇和島市津島町岩松
第 1 号南予レクリエーション都市公園	宇和島市津島町近家
第 4 号南予レクリエーション都市公園	宇和島市津島町近家
天赦公園	宇和島市天赦公園
黒岩山公園	宇和島市野川

第6号南予レクリエーション都市公園	宇和島市日振島
城山公園	宇和島市丸之内一丁目
御浜公園	宇和島市丸之内四丁目
三間町運動公園	宇和島市三間町黒井地
保手公園	宇和島市宮下
堀部公園	宇和島市宮下
喜佐方公園	宇和島市吉田町河内
君ヶ浦公園	宇和島市吉田町立間尻
吉田公園	宇和島市吉田町鶴間
吉田児童公園	宇和島市吉田町西小路
和霊公園	宇和島市和霊公園
丸山公園	宇和島市和霊町
神越公園	八幡浜市保内町喜木
東浜公園	新居浜市阿島一丁目
憩いの森	新居浜市泉池町
喜光地公園	新居浜市喜光地町二丁目
黒島海浜公園	新居浜市黒島二丁目
国領川緑地	新居浜市国領川河川敷
寿公園	新居浜市寿町
駅前西公園	新居浜市坂井町一丁目
駅前南公園	新居浜市坂井町一丁目
駅前中央公園	新居浜市坂井町二丁目
正光寺山古墳公園	新居浜市坂井町二丁目
中央公園	新居浜市繁本町
新居浜公園	新居浜市新須賀町三丁目
新須賀公園	新居浜市新須賀町四丁目
新田公園	新居浜市角野新田町一丁目
山根公園	新居浜市角野新田町三丁目
瀬戸公園	新居浜市瀬戸町
滝の宮公園	新居浜市滝の宮町
土橋公園	新居浜市土橋二丁目
中須賀公園	新居浜市中須賀町二丁目
西喜光地公園	新居浜市西喜光地町
池田池公園	新居浜市船木
船木公園	新居浜市船木
中秋きらきら公園	新居浜市本郷三丁目
松の木公園	新居浜市松の木町
ふれあい広場	新居浜市港町
喜多川公園	西条市喜多川
西条市喜多台児童遊園	西条市喜多台
壬生川公園	西条市喜多台
国安公園	西条市国安
西条市小松大開ちびっ子広場	西条市小松町北川
西条市小松川原谷第2団地ちびっ子広場	西条市小松町新屋敷

西条市小松桜ヶ丘ちびっ子広場	西条市小松町新屋敷
西条市小松宝来ちびっ子広場	西条市小松町新屋敷
西条市小松御手洗ちびっ子広場	西条市小松町南川
中城公園	西条市周布
西条市御陣家住宅ちびっ子広場	西条市丹原町池田
西条市石経児童遊園	西条市丹原町石経
西条市石経ちびっ子広場	西条市丹原町石経
西条市川根西児童遊園	西条市丹原町川根
西条市川根東児童遊園	西条市丹原町川根
西条市久妙寺児童遊園	西条市丹原町久妙寺
西条市来見児童遊園	西条市丹原町来見
西条市高知児童遊園	西条市丹原町高知
西条市古田ちびっ子広場	西条市丹原町古田
西条市関屋児童遊園	西条市丹原町関屋
西条市高松児童遊園	西条市丹原町高松
西条市田滝児童遊園	西条市丹原町田滝
西条市田野市原児童遊園	西条市丹原町田野上方
西条市徳能ちびっ子広場	西条市丹原町徳能
西条市徳能出作ちびっ子広場	西条市丹原町徳能出作
西条市湯谷口ちびっ子広場	西条市丹原町湯谷口
北星公園	西条市壬生川
西条市本松寺児童遊園	西条市北条
西条市三津屋児童遊園	西条市三津屋
大曲公園	西条市三津屋南
三津屋公園	西条市三津屋南
三芳公園	西条市三芳
古茂池児童公園	伊予市尾崎
南新川児童公園	伊予市下吾川
五色浜公園	伊予市灘町
本郡塩田児童公園	伊予市本郡
重信川かすみの森公園	東温市上村
牛淵横畑公園	東温市牛淵
重信川みんなの広場	東温市牛淵
重信川緑地公園	東温市牛淵
北方西公園	東温市北方
八反地ふれあい広場	東温市志津川
田窪水木公園	東温市田窪
東温市総合公園	東温市西岡
ゆるぎ公園	東温市野田一丁目
てんじん公園	東温市野田三丁目
くぼの泉公園	東温市南方
茶堂公園	東温市南方
南方東公園	東温市南方
桜づつみ公園	東温市南野田

重信川樋口公園	東温市横河原
高柳公園	伊予郡松前町大字上高柳
福德泉公園	伊予郡松前町大字神崎
塩屋公園	伊予郡松前町大字北川原
地蔵町公園	伊予郡松前町大字北黒田
有明公園	伊予郡松前町大字大間
義農公園	伊予郡松前町大字筒井
松前公園	伊予郡松前町大字筒井
ひょこたん池公園	伊予郡松前町大字中川原
黒田公園	伊予郡松前町大字南黒田
新川児童公園	喜多郡内子町五十崎
妙見公園	喜多郡内子町五十崎
上町児童公園	喜多郡内子町内子
知清公園	喜多郡内子町知清
平岡児童公園	喜多郡内子町平岡
天ヶ滝公園	北宇和郡松野町大字奥野川
松野町河川公園（虹の森公園）	北宇和郡松野町大字延野々
伊井公園	北宇和郡松野町大字吉野
文珠公園	北宇和郡松野町大字吉野
近永公園（鬼北町ひょうたんプール）	北宇和郡鬼北町大字近永
第7号南予レクリエーション都市公園	南宇和郡愛南町御荘長洲
第5号南予レクリエーション都市公園	南宇和郡愛南町御荘平城
第3号南予レクリエーション都市公園	南宇和郡愛南町蓮乗寺及び御荘平城
その他	今治市朝倉ふるさと美術古墳館 今治市朝倉下

施設	今治市河野美術館	今治市旭町一丁目
	今治市大西藤山歴史資料館	今治市大西町宮脇
	今治市伊東豊雄建築ミュージアム	今治市大三島町浦戸
	ところミュージアム大三島	今治市大三島町浦戸
	今治市大三島美術館	今治市大三島町宮浦
	今治市岩田健母と子のミュージアム	今治市大三島町宗方
	今治市上浦歴史民俗資料館	今治市上浦町井口
	今治市玉川近代美術館	今治市玉川町大野
	今治城	今治市通町三丁目
	今治市波方歴史民俗資料館	今治市波方町樋口
	今治市伯方ふるさと歴史公園	今治市伯方町木浦
	今治市吉海郷土文化センター	今治市吉海町福田
	新居浜市市民文化センター	新居浜市繁本町
	新居浜市銅山の里自然の家	新居浜市立川町
	新居浜市文化振興会館	新居浜市徳常町
	西条市こどもの国	西条市明屋敷
	西条市佐伯記念館・郷土資料館	西条市丹原町池田
	西条市丹原ふるさと歴史館	西条市丹原町池田
	西条市生涯学習の館	西条市天神
	西条市考古歴史館	西条市福武
	関川公民館	四国中央市土居町上野
	不器男記念館	北宇和郡松野町大字松丸
	目黒ふるさと館	北宇和郡松野町大字目黒

○愛媛県告示第463号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成24年 4 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可年月日	開設者の氏名 又は 名称	廃 止 に 係 る 地 方 卸 売 市 場		取扱品目の部類
		所 在 地	名 称	
平成23年 3 月31日	有限会社内子青果市場	喜多郡内子町内子904番地	有限会社内子青果地方卸売市場	青果部

○愛媛県告示第464号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成24年 4 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成30年 4 月 9 日	愛媛県第1251号	炭酸カルシウム肥料	園芸用粒状苦土石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西条市小松町妙口及び北川地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年 4 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・修理谷地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年 4 月 4 日から 5 月 2 日まで

3 縦覧場所
西条市役所小松総合支所

○愛媛県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、東温市上村地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年 4 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・上村山之神地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年 4 月 4 日から 5 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
東温市役所本庁

○愛媛県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、越智郡上島町弓削佐島地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年 4 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・佐島竹浦地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年 4 月 4 日から 5 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
上島町役場本庁

○愛媛県告示第468号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成24年 4 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	中谷地区	平成24年 2 月 1 日

○愛媛県告示第469号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 4 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市丹原町鞍瀬庚369の1、庚369の2、庚375、庚376、庚379の1、庚379の2、庚380、庚381、庚384、庚386から庚388まで、庚392から庚394まで、庚397、庚399の2

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
新居浜市大生院字川口シガ谷1588

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川口シガ谷1588（次の図に示す部分にかぎる。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第470号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成24年 2 月愛媛県告示第257号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を松山市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年 4 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
松山市米野町乙177の3	松山市南久米町66番地4 宮 岡 昇	森林所有者
松山市米野町乙177の19、乙177の21、乙180の32、乙180の35	松山市大井野町甲239番地 小 倉 福太郎	〃
松山市米野町乙178の38、乙178の39	名古屋市北区尾上町1番地2 永 井 隆 史	〃
松山市米野町乙178の40	松山市立花一丁目2番40号 小 林 亀 雄	〃

松山市米野町乙179の16	松山市東川町 6番戸 永井 乙兼	"
松山市米野町乙179の22	松山市南持田町64番地 矢野 節子	"
松山市米野町乙179の24、 乙179の42	松山市岩崎町一丁目 4番28号 永井 敏雄	"
松山市米野町乙179の33、 乙179の34、乙179の38、 乙180の19	大阪府堺市北条町一丁目56番地 4 弓立 喜久子	"
松山市米野町乙179の39	松山市石手白石91番地の1 三好 中道 松山市石手白石91番地の1 三好 光子	"
松山市米野町乙179の44、 乙179の47、乙179の48	松山市室町17番地 中豫木材株式会社	"
松山市米野町乙179の52、 乙179の53、乙179の54、 乙179の67、乙179の69	松山市和気町一丁目232番地 大野 弘子	"
松山市米野町乙179の55、 乙179の56	松山市小坂町二丁目 6番27号 宮内 クマ 松山市小坂町二丁目 6番27号 宮内 勉 松山市小坂町二丁目 6番27号 宮内 一美	"
松山市米野町乙180の21	松山市恵原町甲1289番地 仲田 ミツ子	"
松山市米野町乙180の46	松山市東野五丁目 3番13号 藪下 伊勢子	"

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第471号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第8号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、平成24年4月1日次のとおり定めた。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 3 西条市北条1407番1地先の遊水池、二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流

並びにこれらと接続して一体を成す内水面

5 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

6 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第472号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港湾湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
道 路	四国中央市三島宮川一丁目地先	延長 189.5メートル 幅員 30.0メートル
荷さばき地	同 上	面積 4,000平方メートル
荷さばき地	同 上	面積 3,112平方メートル
野 積 場	同 上	面積 2,752平方メートル
野 積 場	同 上	面積 20,985平方メートル
船舶給水施設	同 上	給水能力 毎分0.5立方メートル 数量 4基

○愛媛県告示第473号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 委託した事務の範囲及び内容
県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ニッテレ債権回収株式会社
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

○愛媛県告示第474号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により、指定確認検査機関を次のように指定した。

なお、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（平成15年6月愛媛県告示第1344号）は、廃止する。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 名称及び住所

株式会社愛媛建築住宅センター
愛媛県松山市宮田町186番地4

2 指定の区分

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条に掲げる区分

3 業務区域

愛媛県の全域

4 確認検査の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
本 社	愛媛県松山市宮田町186番地4
東 予 支 店	愛媛県西条市大町1412番地2
南 予 支 店	愛媛県大洲市東大洲459番地3

5 指定をした日

平成24年4月1日

○愛媛県告示第475号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための

関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（単独補助土地改良事業（かんがい排水）・肥海地区）の施行に平成24年3月26日同意した。

平成24年4月3日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

○愛媛県告示第476号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（単独補助土地改良事業（かんがい排水）・高野地区）の施行に平成24年3月26日同意した。

平成24年4月3日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

○愛媛県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町七折628番4地先から 同町七折628番4まで	旧	メートル 6.7～9.5 5.0～16.8	キロメートル 0.077 0.078	
			新	7.1～11.1	0.077	

○愛媛県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町七折628番4地先から 同町七折628番4まで	平成24年4月3日

○愛媛県告示第479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年4月3日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建(開)第65号 平成24年3月21日	伊予市上野字藤ノ木130番2	松山市余戸東3丁目3番29号 宮野知津子

○愛媛県告示第480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	御代ノ川清重線	宇和島市津島町山財4260番地先	旧	メートル 19.0~65.0	キロメートル 0.120	
			新	17.0~57.0	0.103	

○愛媛県告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	御代ノ川清重線	宇和島市津島町山財4260番地先	平成24年4月3日

○愛媛県告示第482号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宿毛津島線	宇和島市津島町御内2362番2から 同町御内2265番2まで	旧	メートル 4.5~6.8 14.0~30.0	キロメートル 0.290 0.339	
			新	14.0~24.8	0.339	

○愛媛県告示第483号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	御内下畑地線	宇和島津島町御内2318番地先から 同町御内2328番2地先まで	旧	メートル 5.0~10.0	キロメートル 0.056	
			新	0.0~0.0	0.000	

○愛媛県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川724番2地先から 同町大字奥野川715番2地先まで	旧	メートル 5.2~11.2	キロメートル 0.130	
			新	6.4~17.3	0.130	

○愛媛県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川710番2地先から 同町大字奥野川701番2まで	旧	メートル 4.2~9.1	キロメートル 0.141	
			新	4.5~16.5	0.141	

○愛媛県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年4月3日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川580番2から 同町大字奥野川584番1まで	旧	メートル 4.5~7.4	キロメートル 0.155	
			新	6.6~16.5	0.155	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第15号

平成24年3月22日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成24年4月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

住 所	氏 名
松山市和泉北二丁目4番2号	西 蔭 健

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年4月3日

愛媛県立中央病院長 西村 誠明

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札告示日
感染性廃棄物処理業務(処分) 約4,500,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成24年3月8日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番地1	円 8,463	一般競争入札	平成24年1月27日

○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年4月3日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札告示日
愛媛県立中央病院次期医療情報システム導入事業 (賃借料総額/県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年3月23日	富士通グループ 代表企業 富士通株式会社松山支店 松山市永代町13番地	円 1,774,500,000	総合評価一般競争入札	平成23年11月25日

雑報

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第8号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、平成24年4月1日次のとおり指示した。

平成24年4月3日

愛媛県内水面漁場管理委員会

会長 那須 熊 市

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR(ポリメラーゼ連鎖反応)検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

○愛媛海区漁業調整委員会指示第88号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海におけるまき網及び浮敷網漁業の操業制限について、平成24年4月1日次のとおり指示した。

平成24年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 前田 健二

1 指示の内容

宇和海(愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。)におけるまき網漁業及び浮敷網漁業は、区画漁業権漁場区域内に設置されている養殖筏及び生簀並びに第2種共同漁業権漁場区域内に設置されている小型定置網(垣網部及び身網部)から100メートル以内の海面では操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第89号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、

愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるかご漁業（つつ、つば漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。）について、平成24年4月1日次のとおり指示した。

平成24年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 前 田 健 二

1 操業の制限

当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りではない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

3 操業区域

操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

4 承認の備え付け等の義務

承認をうけた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第90号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日に次のとおり指示した。

平成24年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 前 田 健 二

1 指示の内容

(1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

(2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第91号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、平成24年4月1日に次のとおり指示した。

平成24年4月3日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 前 田 健 二

1 指示の内容

(1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。

(2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。